

第100期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年5月30日（木曜日）
午前10時

場所

東京都中央区銀座三丁目9番11号
紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

※ 株主総会にお越しいただいた株主様へのお土産及びお飲み物の提供は
ございません。何卒、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

株式会社歌舞伎座

証券コード：9661

証券コード 9661
2024年5月13日
(電子提供措置の開始日 2024年5月8日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座四丁目12番15号
株 式 会 社 歌 舞 伎 座
代表取締役社長 安 孫 子 正

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kabuki-za.co.jp/annai/soukai.html>



また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（歌舞伎座）または証券コード（9661）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」をご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年5月29日(水)午後5時30分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年5月30日（木曜日）午前10時

2. 場 所 紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール
東京都中央区銀座三丁目9番11号 TEL03-3543-8111

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第100期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。インターネットにて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- (2) 議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類（5～9頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法があります。

書面（郵送）またはインターネット等により議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

**行使
期限**

2024年5月29日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

同封の「議決権行使書」に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等により
議決権をご行使される場合

**行使
期限**

2024年5月29日（水曜日）
午後5時30分まで

次頁の「インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合

**開催
日時**

2024年5月30日（木曜日）午前10時

同封の「議決権行使書」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催
場所**

東京都中央区銀座三丁目9番11号

紙パルプ会館

銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール

■ インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の「**議決権行使書**」右下記載のQRコードをスマートフォン等にて読み取り、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。
なお、**議決権行使コード・パスワードのご入力**は不要です。



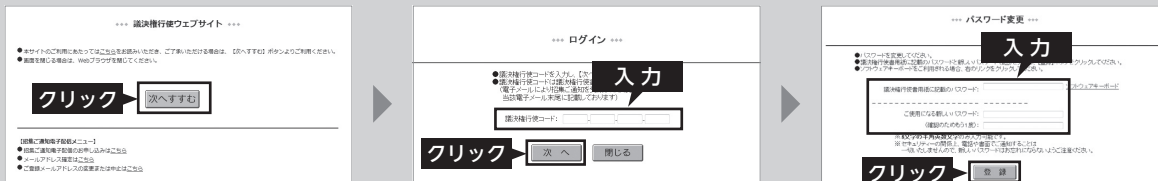
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の「議決権行使書」記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。
なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。



(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段で、今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ 0120-768-524

(受付時間：年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定配当の維持、継続を基本方針としております。第100期の期末配当につきましては、今後の事業展開に備えた内部留保等を勘案し、次のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 5円 総 額 60,598,470円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日（期末配当金の支払開始日）
2024年5月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に変更します。

但し、2023年5月25日開催の第99期定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものといたします。

2. 変更の内容

(下線部分が変更箇所です)

<現行定款>	<変更案>
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	附則 (取締役の任期に関する経過措置) <u>第21条の規定にかかわらず、2023年5月25日開催の第99期定時株主総会において選任された取締役の任期は、2025年2月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</u>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役 大谷信義、山内貴美子、田中智明、松平誠の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために取締役を3名減員し、取締役1名の再任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> たなか ともあき 田中 智明 (1964年1月18日生)	2005年3月 松竹(株)総務部人事管理課長 2009年4月 松竹(株)総務部総務課次長 2016年5月 松竹(株)人事部長 2018年10月 松竹(株)総務部長 2022年5月 当社取締役総務担当・業務副担当 総務部長 2023年5月 当社取締役総務担当・事業副担当 総務部長(現任)	100株
(取締役候補者とした理由) 総務部門や人事部門における豊富な知見を有しており、当社の企業価値向上およびガバナンス体制の強化に資することが期待されることから取締役候補者といたしました。		

- (注) 1.取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容
- ・当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害および費用を当該保険契約により填補することとしております。
 - ・取締役候補者の選任が承認され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、保険更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

《ご参考》 取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

取締役		企業経営	マーケティング 営業	財務会計 I R	人事労務 人材開発	法 務 リスクマネジメント 知財管理	ガバナンス	業界知見
安孫子 正	—	○	○				○	○
木川 正彦	—	○		○			○	○
田中 智明	—				○	○	○	○
小平 健	(独立社外)	○	○	○	○		○	○
武藤 寛征	(社外)				○		○	○
鈴木 太一郎	(社外)	○					○	○

※上記一覧表は当社の取締役が有する全ての知見・経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の人員を欠くことになる場合に備え、第99期定時株主総会にて、宮川美津子氏を補欠監査役に選任しましたが、同氏から辞退の申出があり、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により選任を取り消しましたので、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、補欠監査役選任の効力については、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとしますが、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
社外 おおひなたげん 大日方元 (1967年11月16日生)	1990年4月 (株)富士銀行入行 2014年4月 (株)みずほ銀行 成城支店長 2017年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ グローバル人事業務部 参事役 2021年7月 松竹(株)出向 演劇統括部 ゼネラルマネジャー 2022年4月 松竹(株)入社 演劇統括部 ゼネラルマネジャー 2023年5月 松竹(株)経営企画部長 兼 演劇経理部長(現任) (重要な兼職の状況) 松竹(株)経営企画部長 兼 演劇経理部長	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 金融機関、エンターテインメント業界で培われた専門知識と経験を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、候補者といたしました。		

- (注) 1.補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.大日方元氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また同氏は当社の特定関係事業者にあたる松竹(株)の業務執行者であります。
- 3.当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。大日方元氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、同内容の契約を締結する予定であります。
- 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害および費用を当該保険契約により填補することといたしております。
大日方元氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。

以上

事業報告

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、行動制限が撤廃され、経済社会活動の正常化が進みました。インバウンド需要の増加や賃上げ率の上昇、資源価格や人件費の増加分を価格転嫁する動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調となった一方で、不安定な国際情勢、大幅な円安による物価高、自然災害といった不安要素を抱える状況が続きました。

このような状況のなか、劇場および附帯テナントを賃貸する不動産賃貸事業と食堂・飲食および売店事業を展開する当社グループは、コロナ禍で落ち込んだ業績の早期回復を図るためにグループ経営強化プロジェクトを立ち上げ、経営効率の改善と従業員の意識改革に努めました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高3,052百万円（前期比13.0%増）、営業利益203百万円（前期は25百万円の損失）、経常利益222百万円（前期は3百万円の損失）となり、連結子会社が所有する不動産の一部を売却し、固定資産売却益128百万円を特別利益に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は255百万円（前期は78百万円の損失）となりました。

以下、事業別の概況を報告いたします。

<不動産賃貸事業>

不動産賃貸事業においては、歌舞伎を観劇されるお客様や銀座・築地周辺を訪れる外国人観光客の往来の増加により、木挽町広場も賑わいを取り戻し、施設内の外部テナントを含め集客は順調に回復してまいりました。

新開場十周年を迎えた劇場歌舞伎座は、節目を記念して寄贈された新舞台緞帳4張のお披露目や歌舞伎座の歴史を振り返るテレビの特集番組が組まれるなど、多くのご関心をお寄せいただいた一年となりました。

新舞台緞帳の原画となった作品に関連して、市川市東山魁夷記念館では歌舞伎座所蔵絵画を貸出している特別展、横山大観記念館では原画の展示と舞台緞帳に使われる糸の染色から製織までの工程を解説する特別企画展が開催されました。

更新時期を迎えた各テナントとの賃貸借契約は、今後の安定的な関係を見据えた形での契約継続をいたしました。また、6月末に営業を終了した当社グループ直営店「お土産処 楽座」の区画には、同フロアにある日本茶喫茶や和風庭園との親和性が高い、着物や和装小物

を販売する外部テナントが新規出店いたしました。

新たな取り組みとして、当社グループが参画する団体「東銀座まちづくり推進協議会」と「一般社団法人東銀座エリアマネジメント」が主催する中央区・警察・消防が一体となった防災イベント「HIGASHIGINZA BOUSAI FES 2023」が歌舞伎座にて開催され、地域の防災拠点としてのGINZA KABUKIZAの価値向上に努めました。

施設面では、コロナ禍の余波による資機材不足や物流の停滞も回復に向かい、当施設においても前期計画していた建物保全業務のうち、延期を余儀なくされていた冷凍機設備、機械式駐車場設備の保全作業を実施いたしました。

以上の結果、売上高1,895百万円（前期比2.0%増）、営業利益694百万円（前期比4.7%増）となりました。

<食堂・飲食事業>

食堂・飲食事業においては、幕間のひとときを食の面から楽しんでいただくために、お食事処「花籠」とお弁当処「やぐら」では、「新・陰陽師御膳」や「超歌舞伎弁当」といった歌舞伎俳優監修や演目に因んだ品を毎月提供し、ご好評をいただきました。また、2024年1月に浅草公会堂「新春浅草歌舞伎」にて販売した「新春浅草歌舞伎お好み弁当」は主な出演者の好みのおかずを配し、掛け紙にも写真やサインを入れるなど、歌舞伎ファンの方に喜んでいただく工夫を凝らし、売り上げを伸ばしました。

8月と12月には「歌舞伎座×かぶきにゃんたろう アフタヌーンティー」を開催し、数多くのお客様にご来店いただきました。

以上の結果、売上高576百万円（前期比42.5%増）、営業損失20百万円（前期は101百万円の損失）となりました。

<売店事業>

売店事業においては、歌舞伎座を訪れる国内外観光客が増えており、お土産処「木挽町」では、手ぬぐいや一筆箋などの「和」を感じられる商品や、幕間のおやつや食べ歩きに最適な手焼きのお菓子「歌舞伎座名物人形焼き」などを多くお買い求めいただきました。

地下「木挽町広場」では「GINZA歌舞伎座新開場10周年記念特設コーナー」を設けて、SEIKO×歌舞伎座コラボレーションモデルの腕時計販売、歌舞伎衣裳の額装販売、有名パティシエによるスイーツ販売など、様々なお客様をターゲットに商品販売を展開いたしました。また、人気の高い「ねこ展」や「歌舞伎座江戸老舗市」などを定期的で開催し、幅広い世代のお客様にご来場いただきました。

以上の結果、売上高580百万円（前期比32.4%増）、営業利益56百万円（前期は47百万円の損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、歌舞伎の殿堂「歌舞伎座」が多くの方に楽しんでいただける場であるよう、今後も、快適で安心・安全な劇場環境と、「歌舞伎座」ならではの食やサービスを提供してまいります。

不動産賃貸事業においては、保有物件の価値向上に努め、広告媒体の活用等による収益向上を目指す取り組みと、劇場および附帯施設を安全にご利用いただける環境整備のため、保全業務を計画的に実施できるよう進めてまいります。

食堂・飲食事業においては、お客様の趣向やニーズをさらに正確に捉え、歌舞伎座らしい食事とサービスを提供していくことと、食材や包材などの原価管理や経費管理を徹底し、収益性の向上に努めてまいります。

売店事業においては、増加傾向にある外国人観光客に魅力的な商品を揃えていく他、マーケティングや在庫管理に注力して効率の良い販売に取り組んでまいります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資としては、劇場設備更新計画に基づき、経年による照度の低下がみられておりました東西大階段天井照明器具の更新を行い、また、建物保全計画により、非常用発電機始動用蓄電池の交換をいたしました。

売店部門では、昨年度に引き続き木挽町広場の各売場にてキャッシュレス対応のスマートレジを導入し、お客様の利便性向上を図りました。

今期の設備投資の総額は14百万円で、主な内訳は以下のとおりです。

- | | |
|----------------------|-------|
| ・劇場東西大階段光幕天井照明器具更新工事 | 5 百万円 |
| ・非常用発電機始動用蓄電池交換 | 3 百万円 |
| ・木挽町広場各売店スマートレジ導入費用 | 2 百万円 |

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 97 期 2020年度	第 98 期 2021年度	第 99 期 2022年度	第 100 期 2023年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	2,106	2,469	2,701	3,052
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△322	△102	△3	222
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△347	△153	△78	255
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△28.71	△12.64	△6.47	21.12
総 資 産 (百万円)	27,366	25,048	24,256	23,791
純 資 産 (百万円)	12,553	11,078	10,624	10,543
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,037.22	914.11	876.65	869.97

(注1) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(注2) 第99期より収益認識会計基準等を適用しており、第99期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 97 期 2020年度	第 98 期 2021年度	第 99 期 2022年度	第 100 期 2023年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	1,794	1,921	1,933	1,975
経 常 利 益 (百万円)	124	248	242	274
当 期 純 利 益 (百万円)	54	172	164	187
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	4.52	14.22	13.61	15.46
総 資 産 (百万円)	26,315	24,345	23,710	23,137
純 資 産 (百万円)	11,681	10,550	10,339	10,190
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	965.17	870.55	853.14	840.79

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
歌舞伎座サービス株式会社	40百万円	100 %	食堂・飲食事業 売店事業 不動産賃貸事業

(6) 主要な事業内容

事 業 区 分	事 業 内 容
不動産賃貸事業	劇場、附帯施設、店舗等および土地の賃貸事業
食堂・飲食事業	劇場および附帯施設等における食堂、飲食事業
売店事業	劇場および附帯施設等における歌舞伎関連商品や土産品の物販事業

(7) 主要な事業所

- ・ 当社 本社 東京都中央区
- ・ 当社 大船 神奈川県鎌倉市
- ・ 歌舞伎座サービス株式会社 東京都中央区

(8) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
不動産賃貸事業	4名 (－)	－ (－)
食堂・飲食事業	16名 (27名)	1名増 (1名増)
売店事業	12名 (20名)	2名減 (1名減)
全社 (共通)	11名 (2名)	1名減 (－)
合 計	43名 (49名)	2名減 (－)

(注)臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名	1名減	47.2歳	14.8年

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2024年2月29日現在）

- ① 発行可能株式総数 28,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,119,694株（自己株式 50,306株を除く）
- ③ 株主数 5,892名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
松竹株式会社	1,665,100株	13.73%
清水建設株式会社	1,047,250株	8.64%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 松竹口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	446,200株	3.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託松竹口)	446,200株	3.68%
株式会社みずほ銀行	230,000株	1.89%
株式会社TBSテレビ	150,000株	1.23%
日本テレビ放送網株式会社	150,000株	1.23%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	150,000株	1.23%
株式会社三越伊勢丹	115,000株	0.94%
株式会社三菱UFJ銀行	115,000株	0.94%

(注) 持株比率は、所有する株式数を発行済株式（自己株式 50,306株を除く）の総数で除いたものであります。

(2) 会社役員に関する事項 (2024年2月29日現在)

① 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	大 谷 信 義		松竹(株)取締役名誉会長 歌舞伎座サービス(株)取締役 松竹ブロードキャスティング(株)取締役
代表取締役社長	安孫子 正		(公社)日本演劇興行協会会長
取 締 役	山 内 貴美子	事 業 担 当	
取 締 役	木 川 正 彦	経 理 担 当	歌舞伎座サービス(株)代表取締役会長 歌舞伎座舞台(株)社外取締役
取 締 役	田 中 智 明	総務担当・事業副担当 総 務 部 長	
社 外 取 締 役	小 平 健		
社 外 取 締 役	松 平 誠		
社 外 取 締 役	武 藤 寛 征		松竹(株)経営企画部経営企画室長
社 外 取 締 役	鈴 木 太一郎		松竹(株)執行役員 不動産本部副本部長 不動産戦略部門、不動産運営部門、エリアマネジメント推進室担当 兼 不動産戦略部長 (株)松竹サービスネットワーク代表取締役社長
社外監査役 (常勤)	長 尾 卓 史		歌 舞 伎 座 サ ー ビ ス (株) 監 査 役
監 査 役	大 谷 二 郎		松竹ブロードキャスティング(株)代表取締役副社長
社 外 監 査 役	井ノ上 正 男		大高法律事務所 弁護士 松竹(株)社外監査役 (株)永谷園ホールディングス社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の役員の変動 (2023年5月25日付)

新 任	社外取締役	鈴木 太一郎
新 任	社外監査役	長尾 卓史
退 任	社外取締役	尾崎 啓成 (任期满了)
退 任	社外監査役	安形 泰介 (任期满了)
退 任	社外監査役	稲垣 文美 (任期满了)

2. 取締役 小平健、松平誠、武藤寛征、鈴木太一郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、小平健、松平誠の両氏は東京証券取引所の上場規程に基づく独立役員であります。

3. 監査役 長尾卓史、井ノ上正男の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

② 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等の額は、報酬等の決定方針として制定された役員報酬規程 (2023年4月19日開催の取締役会において決議し、2023年5月26日施行) に基づき、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、世間水準および会社業績等を考慮のうえ、取締役の役割および職責等に応じた月額報酬を代表取締役が決定しております。

監査役の報酬等の額は、報酬等の決定方針として制定された役員報酬規程 (2023年4月19日開催の取締役会において決議し、2023年5月26日施行) に基づき、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、2023年6月12日付の監査役間協議により決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の個人別報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

取締役会の決議により制定した役員報酬規程に基づき、代表取締役社長安孫子正が委任を受け、各取締役の役割および職責等を踏まえたうえで報酬額を決定しております。権限を委任した理由は、当社および当社グループ全体の業績ならびに各取締役が果たした業務執行を把握している代表取締役社長が適任であると判断するものであります。

ハ. 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役	10名	112百万円 (うち社外取締役	5名	14百万円)
監査役	5名	21百万円 (うち社外監査役	4名	18百万円)

- (注) 1.取締役の報酬限度額は、2015年5月28日開催の第91期定時株主総会において年額190百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）です。
- 2.監査役の報酬限度額は、2008年5月23日開催の第84期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
- 3.上記のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、0.7百万円です。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役および監査役（当事業年度中在任者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、保険料は全額当社が負担しております。これにより被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害および費用を当該保険契約により填補することとしており、1年毎に契約を更新しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役武藤寛征氏は、松竹株式会社の経営企画部経営企画室長を兼職しております。松竹株式会社とは土地建物等の賃貸借取引関係があります。
- ・取締役鈴木太一郎氏は、松竹株式会社の執行役員 不動産本部副本部長 不動産戦略部門、不動産運営部門、エリアマネジメント推進室担当 兼 不動産戦略部長と株式会社松竹サービスネットワークの代表取締役社長を兼職しております。松竹株式会社とは土地建物等の賃貸借取引関係があり、また、株式会社松竹サービスネットワークとは建物管理委託取引関係があります。
- ・監査役長尾卓史氏は、歌舞伎座サービス株式会社の監査役を兼職しております。歌舞伎座サービス株式会社は当社の子会社であります。
- ・監査役井ノ上正男氏は、大高法律事務所に所属する弁護士で、また、松竹株式会社と株式会社永谷園ホールディングスの社外監査役を兼職しております。松竹株式会社とは土地建物等の賃貸借取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況と期待される役割

- ・取締役小平健氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席、金融機関やホテル業界等における豊富な経験と経営者としての幅広い見地から、有益な意見や助言を行っております。
- ・取締役松平誠氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席、豊富な経営見識と客船運航会社におけるサービス事業の経営者としての知見を活かし、適切な発言を行っており、特に食堂・飲食事業に関する的確な提言を行っております。
- ・取締役武藤寛征氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席、人材開発や企業集団統括の見識や経験を基に、グループ経営等の観点から、議案審議に関する意見や助言を行っております。
- ・取締役鈴木太一郎氏は、就任後に開催された取締役会13回全てに出席、一級建築士としての建設・不動産分野における豊富な知識と経験から、不動産経営および建物管理への適切な助言を行っております。
- ・監査役長尾卓史氏は、就任後に開催された取締役会13回、監査役会14回全てに出席し、常勤監査役として、当社や子会社の重要会議の出席に加え、積極的に独立社外取締役や会計監査人とのミーティングを開催して意見交換に努め、審議事項においても適切な意見や助言を行っております。
- ・監査役井ノ上正男氏は、当事業年度開催の取締役会17回、監査役会19回全てに出席し、弁護士としての専門的な知見や、他社の社外役員としての経験から、適切な意見や助言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新創監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・報酬等の額	19百万円
・当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比などを踏まえて検討した結果、本年度の監査計画と報酬額の見積りには相当性があり、報酬等は適切、妥当であると認め同意しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、会計監査人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の行為が会社法および公認会計士法等の法令に違反・抵触し、あるいはその独立性や職業倫理の遵守等において、不適切であると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容とする決定をいたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任が相当と判断した場合は、監査役全員の同意をもって当該会計監査人を解任いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

① 基本方針

当社がグループ全体の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針として取締役会で決議した内容は、次のとおりです。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、これらに適合する「企業理念」「歌舞伎座グループ企業行動規範」「取締役会規則」「就業規則」等の諸規程等を別途に定めており、取締役及び使用人はこれらの諸規程に基づき法令及び定款の遵守に努める。
- ・取締役及び使用人は、その職務の執行においては、顧問弁護士、監査法人、税理士など社外専門家の判断を積極的に仰ぐことにより、合理性・適法性の確保を図る。
- ・当社グループとしてのコンプライアンスに関する教育研修を適宜実施し、グループ一体となって法令遵守の企業風土形成に努める。
- ・「公益通報管理規程」に基づき、外部の弁護士との間に内部通報のラインを設け、当社グループ内における違法行為等の早期発見と是正を図る。
- ・「職務権限規程」「業務(職務)分掌規程」等の諸規程に基づく責任と権限が明確な職制とフラットな組織構成による、事業の推移に即応できる体制を図る。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社における情報の保存・管理については、取締役の職務の執行に係るものも含め、文書の保存・管理について定めた「文書管理規程」及び当社グループにおける情報端末とネットワーク及び電子情報の扱いについて定めた「情報システム管理規程」に基づい

て適切に行い、情報の機密性、完全性、可用性を確保する。また、当社グループが扱う個人情報については、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護規程」に基づき、当社グループとして適法かつ適正な個人情報保護に努める。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進に伴うリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、当社グループ一体となって臨むものとし、取締役会において、適宜、リスク状況の報告を行い、また必要に応じてリスク管理体制の適切性及び有効性を担保するための見直しを図るものとする。また、財務報告に係るリスクについては、「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づく内部統制評価によって適切に管理されるものとする。

二. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 企業集団としての業務の適正性を確保するために、定例の取締役会とは別途に当社及び子会社の常勤役員及び監査役による経営協議会を毎月実施し、リスク管理の適切性と有効性について適宜報告できる体制を確保する。
- ・ 「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づき、企業集団における内部統制システムの構築・整備・運用等を行い、組織の適正かつ効率的な業務運営を図る。
- ・ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、子会社はこれらに適合した諸規程を定めており、子会社の取締役及び使用人は諸規程に基づいて法令・定款の遵守に努める。
- ・ 子会社は「職務分掌規程」等、自らが別途に定めた諸規程に基づく責任と権限が明確な職制とフラットな組織構成により、事業の推移に即応できる体制を図る。

ホ. 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ・ 監査役は、定期的に取り締役や使用人からその職務に関する報告を受け、また、監査役は取締役会ほか重要会議に出席、その審議内容を直接聴取し、すべての経営情報を閲覧できる。
- ・ 重大な法令・定款違反、不正行為や経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事実等については、当社グループの取締役及び使用人は監査役会に都度報告する。なお、報告を理由に不利益な取扱いを行わない。
- ・ 監査役は、子会社の監査役等と密接な連携を図り、当社グループ全体の監査体制の強化を図る。
- ・ 監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題及び監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ・ 監査役の監査業務に際しては、必要に応じ適切な使用人に、取締役の指揮命令から独立

して業務を遂行させることができる体制とする。

ハ. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士を含め警察他外部関係機関等と連携して組織的に対処する。

また、警察他外部関係機関等と連携し反社会的勢力に関する情報の共有に努め、総務部統括のもと当社グループ一体で対処する。

② 整備・運用状況

基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。当事業年度における主な整備・運用状況は、次のとおりです。

イ. 当社グループの「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認するために、毎年担当者を変えて、他部署の内部統制の整備・運用状況の評価を行い、外部会計監査人に結果を報告しております。外部会計監査人による不備是正事項を受けた点については対応し、この結果も歌舞伎座グループ内部統制委員会と外部会計監査人に報告をしております。また、会社法に係る内部統制においても基本方針に基づき、内部統制推進チームメンバーが中心となって、各部門における業務の運用と整備状況の確認を行い、内部統制委員会で結果を報告しております。

ロ. 適切な業務執行を目指し、社外専門家の意見を聴取しながら、規程の整備および人事制度を制定いたしました。当事業年度においては、適切な評価体系と雇用環境の整備を目的に「就業規則」「賃金規程」「退職金規程」等の改定、組織的な業務の効率化と迅速な意思決定を目的に「職務権限規程」「業務分掌規程」の改定を実施しております。

ハ. 外部の弁護士や委託先を相談窓口とする内部通報ラインと連携することで、客観性を担保させた相談体制を維持しております。また、当社グループとしてのコンプライアンスに関する教育研修として、「ハラスメント防止研修」を開催し、ハラスメントの防止と働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

ニ. 当社および子会社の常勤役員による経営協議会を毎月開催し、重要事項の審議や業務執行に関する報告等を行っております。取締役会においては、さらなる効率的な業務執行と社外取締役による監視機能の充実を図っております。

ホ. 監査役は、取締役会への出席に加え、常勤監査役は子会社の取締役会、当社および子会社の経営協議会に出席、審議内容を直接聴取し、監査役会にて共有しております。

外部会計監査人とは、平時における意見交換のほか、監査役監査、内部統制監査などの

通常のテーマに加えて「監査上の主要な検討事項（KAM）」の記載内容についても定例的なミーティングを行っており、日常の業務監査の情報交換はもとより、会計監査から得られる情報や会計監査人の適正性などに関する情報を得ることにより、監査の実効性の確保に努めました。また、独立社外取締役とも、課題の共有や情報・意見交換を目的とするミーティングを随時行い、連携を深めました。

- ハ. 事業を通じて保有するお客様の個人情報の取り扱いについては、情報漏洩リスクの観点から当社グループ全体での運用を行っております。マイナンバーを含む特定個人情報の取り扱いについても、「特定個人情報保護指針」、規程に基づいた運用を行っております。
- ト. 当社は、築地地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、毎月開催される情報交換会において反社会的勢力に関する情報を共有し、反社会的勢力に対して組織的に対処できるよう、所轄警察等と連携し取り組んでおります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,064,571	流 動 負 債	815,257
現金及び預金	1,918,452	買掛金	142,688
売掛金	54,684	未払金	110,631
棚卸資産	30,086	未払費用	13,207
その他の	61,347	未払法人税等	71,638
固 定 資 産	21,727,395	未払消費税等	38,546
有 形 固 定 資 産	13,563,555	契約負債	7,715
建物及び構築物	7,299,593	前受金	397,404
機械装置及び車両	1,603	賞与引当金	18,279
器具及び備品	66,445	その他の	15,147
土地	6,195,912	固 定 負 債	12,432,892
無 形 固 定 資 産	2,630,420	長期未払金	98,490
借地権	2,613,299	長期前受金	11,150,351
施設利用権	4,278	繰延税金負債	1,025,874
ソフトウェア	12,842	退職給付に係る負債	75,513
投資その他の資産	5,533,419	預り保証金	82,662
投資有価証券	5,071,742	負 債 合 計	13,248,150
長期前払費用	380,742	純 資 産 の 部	
その他の	80,934	株 主 資 本	9,150,398
資 産 合 計	23,791,967	資本金	2,365,180
		資本剰余金	3,264,975
		利益剰余金	3,743,402
		自己株式	△223,158
		その他の包括利益累計額	1,393,418
		その他有価証券評価差額金	1,393,418
		純 資 産 合 計	10,543,816
		負債純資産合計	23,791,967

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,052,816
売 上 原 価		2,282,624
売 上 総 利 益		770,191
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		566,991
営 業 利 益		203,200
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,928	
助 成 金 収 入	420	
そ の 他	9,775	28,124
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	3,204	
棚 卸 資 産 廃 棄 損	4,881	
そ の 他	837	8,924
経 常 利 益		222,400
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	128,233	128,233
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		350,633
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	96,987	
法 人 税 等 調 整 額	△2,309	94,678
当 期 純 利 益		255,955
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		255,955

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年3月1日 残高	2,365,180	3,264,975	3,548,045	△222,650	8,955,550
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△60,599		△60,599
親会社株主に帰属する 当期純利益			255,955		255,955
自己株式の取得				△507	△507
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	195,356	△507	194,848
2024年2月29日 残高	2,365,180	3,264,975	3,743,402	△223,158	9,150,398

	その他の包括 利益累計額	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
2023年3月1日 残高	1,669,231	10,624,781
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△60,599
親会社株主に帰属する 当期純利益		255,955
自己株式の取得		△507
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△275,812	△275,812
連結会計年度中の変動額合計	△275,812	△80,964
2024年2月29日 残高	1,393,418	10,543,816

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数 1 社
 - 連結子会社の名称 歌舞伎座サービス株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社
該当会社はありません。
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社
該当会社はありません。
3. 連結子会社の事業年度に関する事項
連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - 市場価格のない株式等
移動平均法に基づく原価法によっております。
 - ② 棚卸資産
先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産…………… 定額法を採用しております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～50年
機械装置及び車両	8年～11年
器具及び備品	5年～15年
 - ② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、不動産賃貸事業並びに劇場関連施設における食堂・飲食事業及び売店事業を営んでおります。

不動産賃貸事業における収益は、主として不動産賃貸収入であり、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日 企業会計基準委員会)等に従い収益を認識しております。

食堂・飲食事業における収益は、主として劇場関連施設における顧客への食事の提供及び弁当の販売であり、顧客へ料理を提供又は弁当を販売し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

上記については、役務提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

なお、販売における対価は、現金で受領しております。その他クレジット、電子マネー、掛売があります。これらは、通常3か月以内で現金化されており、重要な金融要素は含んでおりません。

売店事業における収益は、劇場関連施設におけるお土産等の販売及び通信販売であり、顧客に商品を引き渡し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、当社グループの役割が代理人に該当する一部の受託販売取引については、顧客から受け取る対価から仕入先等の取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、販売における対価は、現金で受領しております。その他クレジット、電子マネー、掛売があります。これらは、通常3か月以内で現金化されており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社グループは、当連結会計年度よりグループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

従来、不動産賃貸事業において主に顧客対応に従事している部門の人件費は「売上原価」に表示しておりましたが、当社グループの事業活動の実態をより適切に表示するため、当連結会計年度より「販売費及び一般管理費」に含めて表示する方法に変更しております。

また、本社事務所に係る諸経費を建物全体に占める事務所の面積比率を用いて「販売費及び一般管理費」に表示しておりましたが、重要性に乏しいため、当連結会計年度より「売上原価」に含めて表示する方法に変更しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金負債(純額) 1,025,874千円(相殺前の繰延税金資産82,491千円)

このうち連結子会社である歌舞伎座サービス株式会社において、繰延税金負債(純額)11,556千円(相殺前の繰延税金資産7,603千円)を計上しています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループにおきましては、将来の事業計画により見積もられた課税所得及び一時差異等のスケジュールに基づき、繰延税金資産を計上しています。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

株式会社歌舞伎座におきましては、不動産賃貸事業の収益が安定して継続すると仮定して、繰延税金資産の回収可能性に関する会計上の見積りを行っております。

歌舞伎座サービス株式会社におきましては、松竹株式会社による歌舞伎座での興行計画やその属する業界で公表している情報等も踏まえ、劇場関連施設での食事の提供及び弁当の販売等による収益を仮定して、会計上の見積りを行っております。

なお、将来の不確実な経済状況の変動が生じた場合は、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,661,981千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	12,170,000株	-	-	12,170,000株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2023年5月25日 定時株主総会	普通株式	60,599千円	5円	2023年2月28日	2023年5月26日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年5月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・ 配当金の総額 60,598千円
- ・ 1株当たり配当額 5円
- ・ 基準日 2024年2月29日
- ・ 効力発生日 2024年5月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクは取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況等を定期的に把握しております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であり、月次単位で資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	5,068,944	5,068,944	-

(注1) 現金及び預金、売掛金、買掛金は、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,798

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	5,068,944	-	-	5,068,944
資産計	5,068,944	-	-	5,068,944

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び連結子会社は、東京都及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅等を所有しております。

なお、賃貸等不動産の一部については当社及び連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

また、当該賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は次のとおりであります。

(単位：千円)

			前連結会計年度 (自 2022 年 3 月 1 日 至 2023 年 2 月 28 日)	当連結会計年度 (自 2023 年 3 月 1 日 至 2024 年 2 月 29 日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表 計上額	期首残高	2,489,153	2,450,343
		期中増減額	△38,809	△71,206
		期末残高	2,450,343	2,379,137
	期末時価		2,445,749	2,280,727
賃貸等不動産と して使用される 部分を含む不動 産	連結貸借対照表 計上額	期首残高	14,280,272	13,871,516
		期中増減額	△408,755	△389,110
		期末残高	13,871,516	13,482,406
	期末時価		56,084,918	56,968,861

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増減は、減価償却による減少 (439,700千円) であります。
当連結会計年度の主な増減は、減価償却による減少 (419,052千円) であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として直近の社外の不動産鑑定士による鑑定評価額を一定の指標等を用いて調整した金額によっております。

また、上記賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は次のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2022 年 3 月 1 日 至 2023 年 2 月 28 日)	当連結会計年度 (自 2023 年 3 月 1 日 至 2024 年 2 月 29 日)
賃貸等不動産	賃貸収益	182,132	180,383
	賃貸費用	50,605	47,443
	差額	131,526	132,939
賃貸等不動産として使用 される部分を含む不動産	賃貸収益	1,668,675	1,710,654
	賃貸費用	1,290,118	1,281,709
	差額	378,557	428,945

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用（保険料、借地料、租税公課、管理費、減価償却費等）については、賃貸費用に含まれております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	不動産 賃貸事業	食堂・飲食 事業	売店事業	計
売上高				
一時点で移転される財又はサービス	-	576,149	580,976	1,157,125
一定期間にわたり移転される財又はサービス	61,406	-	-	61,406
顧客との契約から生じる収益	61,406	576,149	580,976	1,218,532
その他の収益	1,834,283	-	-	1,834,283
外部顧客への売上高	1,895,690	576,149	580,976	3,052,816

その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づく賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項」〔(5) 重要な収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	869円97銭
2. 1株当たり当期純利益	21円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,607,855	流 動 負 債	593,923
現金及び預金	1,474,006	未払金	90,834
売掛金	8,296	未払費用	13,207
棚卸資産	885	未払法人税等	56,851
前払費用	18,977	未払消費税等	18,755
1年内回収予定の長期貸付金	80,000	前受金	402,352
その他	25,689	賞与引当金	5,000
固 定 資 産	21,530,128	その他	6,922
有 形 固 定 資 産	12,968,389	固 定 負 債	12,353,953
建物	6,163,057	長期未払金	98,490
建物附属設備	1,018,589	長期前受金	11,150,351
構築物	14,970	繰延税金負債	996,533
機械及び装置	434	退職給付引当金	42,449
器具及び備品	50,360	預り保証金	66,129
土地	5,720,978	負 債 合 計	12,947,877
無 形 固 定 資 産	2,618,124	純 資 産 の 部	
借地権	2,613,299	株 主 資 本	8,832,904
施設利用権	4,278	資本金	2,365,180
ソフトウェア	546	資本剰余金	2,414,504
投 資 そ の 他 の 資 産	5,943,614	資本準備金	2,405,394
投資有価証券	148,191	その他資本剰余金	9,110
関係会社株式	5,020,630	利 益 剰 余 金	4,276,723
長期貸付金	320,000	利益準備金	142,125
長期前払費用	380,742	その他利益剰余金	4,134,598
その他	74,050	特定資産買換積立金	1,070,464
資 産 合 計	23,137,984	別途積立金	2,258,800
		繰越利益剰余金	805,333
		自 己 株 式	△223,503
		評価・換算差額等	1,357,202
		その他有価証券評価差額金	1,357,202
		純 資 産 合 計	10,190,107
		負 債 純 資 産 合 計	23,137,984

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,975,611
売 上 原 価		1,312,574
売 上 総 利 益		663,037
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		415,486
営 業 利 益		247,550
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	20,433	
そ の 他	9,240	29,673
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	2,344	
そ の 他	1	2,345
経 常 利 益		274,878
税 引 前 当 期 純 利 益		274,878
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	82,191	
法 人 税 等 調 整 額	5,294	87,486
当 期 純 利 益		187,391

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					特定資産 買換積立金	別途積立金	
2023年3月1日 残高	2,365,180	2,405,394	9,110	2,414,504	142,125	1,070,464	2,258,800
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額 (純額)							
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-
2024年2月29日 残高	2,365,180	2,405,394	9,110	2,414,504	142,125	1,070,464	2,258,800

	株 主 資 本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越 利益剰余金					
2023年3月1日 残高	678,540	4,149,930	△222,996	8,706,619	1,633,321	10,339,940
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△60,599	△60,599		△60,599		△60,599
当期純利益	187,391	187,391		187,391		187,391
自己株式の取得			△507	△507		△507
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額 (純額)					△276,118	△276,118
当事業年度中の変動額合計	126,792	126,792	△507	126,285	△276,118	△149,833
2024年2月29日 残高	805,333	4,276,723	△223,503	8,832,904	1,357,202	10,190,107

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式…………… 移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 25年～50年

建物附属設備 8年～18年

② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

3. 引当金の計上基準

① 賞与引当金…………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

② 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付の支給に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、簡便法により計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

不動産賃貸事業における収益は、主として不動産賃貸収入であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日 企業会計基準委員会）等に従い収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
グループ通算制度の適用
当事業年度よりグループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

従来、不動産賃貸事業において主に顧客対応に従事している部門の人件費は「売上原価」に表示しておりましたが、当社の事業活動の実態をより適切に表示するため、当事業年度より「販売費及び一般管理費」に含めて表示する方法に変更しております。

また、本社事務所に係る諸経費を建物全体に占める事務所の面積比率を用いて「販売費及び一般管理費」に表示しておりましたが、重要性に乏しいため、当事業年度より「売上原価」に含めて表示する方法に変更しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債(純額) 996,533千円 (相殺前の繰延税金資産 74,887千円)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,387,228千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	108,443千円
長期金銭債権	320,000千円
短期金銭債務	48,109千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	1,764,130千円
営業費用	276,399千円
営業取引以外の取引	20,537千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	50,306株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

賞与引当金	1,531千円
退職給付引当金	12,998千円
役員退職慰労引当金	30,157千円
未払事業税	6,216千円
投資有価証券評価損	1,300千円
建物等解体費用	21,591千円
その他	1,091千円
繰延税金資産合計	74,887千円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

特定資産買換積立金	472,436千円
その他有価証券評価差額金	598,984千円
繰延税金負債合計	1,071,421千円

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社名称 (住所)	資本金 (千円)	事業の内容		議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容	
						役員の兼任	事業上の関係
その他の 関係会社	松竹株式会社 (東京都中央区)	33,018,656	映画等の製作・配給、演劇の製作・興行並びに不動産の賃貸・管理等		直接 3.56% 被所有 13.79% (7.39%)	兼任2名	土地の賃借及び 土地・建物の賃貸 その他
取引内容		取引金額 (千円)	項目	期末残高 (千円)			
土地・建物の賃貸		1,633,050	売掛金	-			
			前受金	385,511			
			長期前受金	11,150,351			
土地の賃借		175,882	前払費用	7,974			
			長期前払費用	269,617			
			未払費用	13,207			

(注)「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、同意している者の所有割合で外数であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

土地・建物の賃貸及び土地の賃借については、近隣の取引実勢及び鑑定評価額等を参考にして、契約により所定の金額を決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社名称 (住所)	資本金 (千円)	事業の内容		議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容	
						役員の兼任	事業上の関係
子会社	歌舞伎座サービス 株式会社 (東京都中央区)	40,000	劇場施設におけるお食事の提供及びお弁当の販売、お土産品の販売並びに不動産の賃貸・管理等		直接 100%	兼任3名	資金の貸付
取引内容		取引金額 (千円)	項目	期末残高 (千円)			
貸付金の回収		100,000	1年内回収予定の 長期貸付金	80,000			
			長期貸付金	320,000			
利息の受取		2,556	-	-			

取引条件及び取引条件の決定方針等

歌舞伎座サービス株式会社に対する資金の貸付は、市場金利を勘案して契約条件を決定しており、返済期間は5年の年賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	840円79銭
2. 1株当たり当期純利益	15円46銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

株式会社歌舞伎座
取締役会 御中

新創監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 柳澤義一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 飯島淳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社歌舞伎座の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社歌舞伎座及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

株式会社歌舞伎座
取締役会 御中

新創監査法人

東京都中央区

指 定 社 員

公認会計士

柳 澤 義 一

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

公認会計士

飯 島 淳

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社歌舞伎座の2023年3月1日から2024年2月29日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月18日

株式会社歌舞伎座 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)

監査役

社外監査役

長尾卓史 ㊟

大谷二郎 ㊟

井ノ上正男 ㊟

以上

「株主総会会場」 ご案内図

【会 場】 紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール
東京都中央区銀座三丁目9番11号 電話 (03) 3543-8111 (代表)

【交 通】 東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線「銀座」駅A12出口より徒歩約3分
東京メトロ有楽町線「銀座一丁目」駅出口11より徒歩約5分
東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線「東銀座」駅A2・A7・A8出口より徒歩約2分、出口3より徒歩約4分
J R 「有楽町」駅より徒歩約13分



(注) ■印は地下鉄最寄りの出口